

第1部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

項目	関連班	ページ
第1節 災害予防の基本的な考え方	全班	5
第2節 災害予防の体系	全班	7

第1節 災害予防の基本的な考え方

(全班)

本市において地震・津波災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。

このうち、「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード対策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト対策である。

施策の推進にあたっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。

そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 県の地震防災緊急事業五箇年計画への連携協力
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

「風水害対策編 第1部 災害予防 第1章 災害予防の基本方針等 第1節 災害予防の基本的な考え方 2 災害に強い人づくりのための対策（P.5）」を参照。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

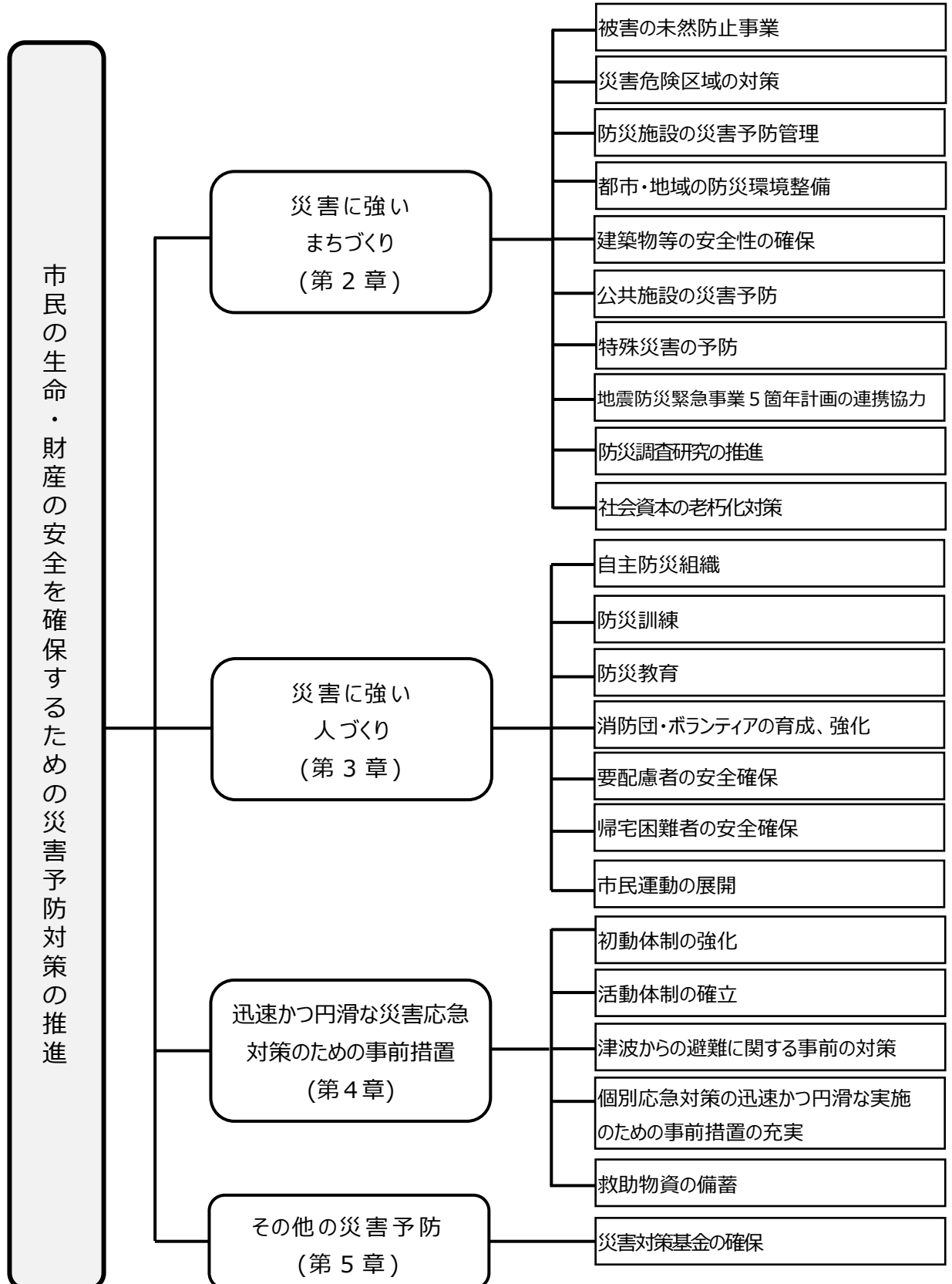
迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（指定緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (5) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

(全班)

第2章～第5章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

項目	関連班	ページ
第1節 被害の未然防止事業	経済対策班、建設対策班	11
第2節 災害危険区域の対策	本部対策班、経済対策班、建設対策班	16
第3節 防災施設の災害予防管理	経済対策班、建設対策班	17
第4節 都市・地域の防災環境整備	本部対策班、建設対策班	18
第5節 建築物等の安全性の確保	市民生活対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班、消防対策班、両支所対策班	22
第6節 公共施設等の災害予防	経済対策班、建設対策班	24
第7節 特殊災害の予防	消防対策班	26
第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の連携協力	本部対策班	29
第9節 防災調査研究の推進	全班	30
第10節 社会資本の老朽化対策	全班	30

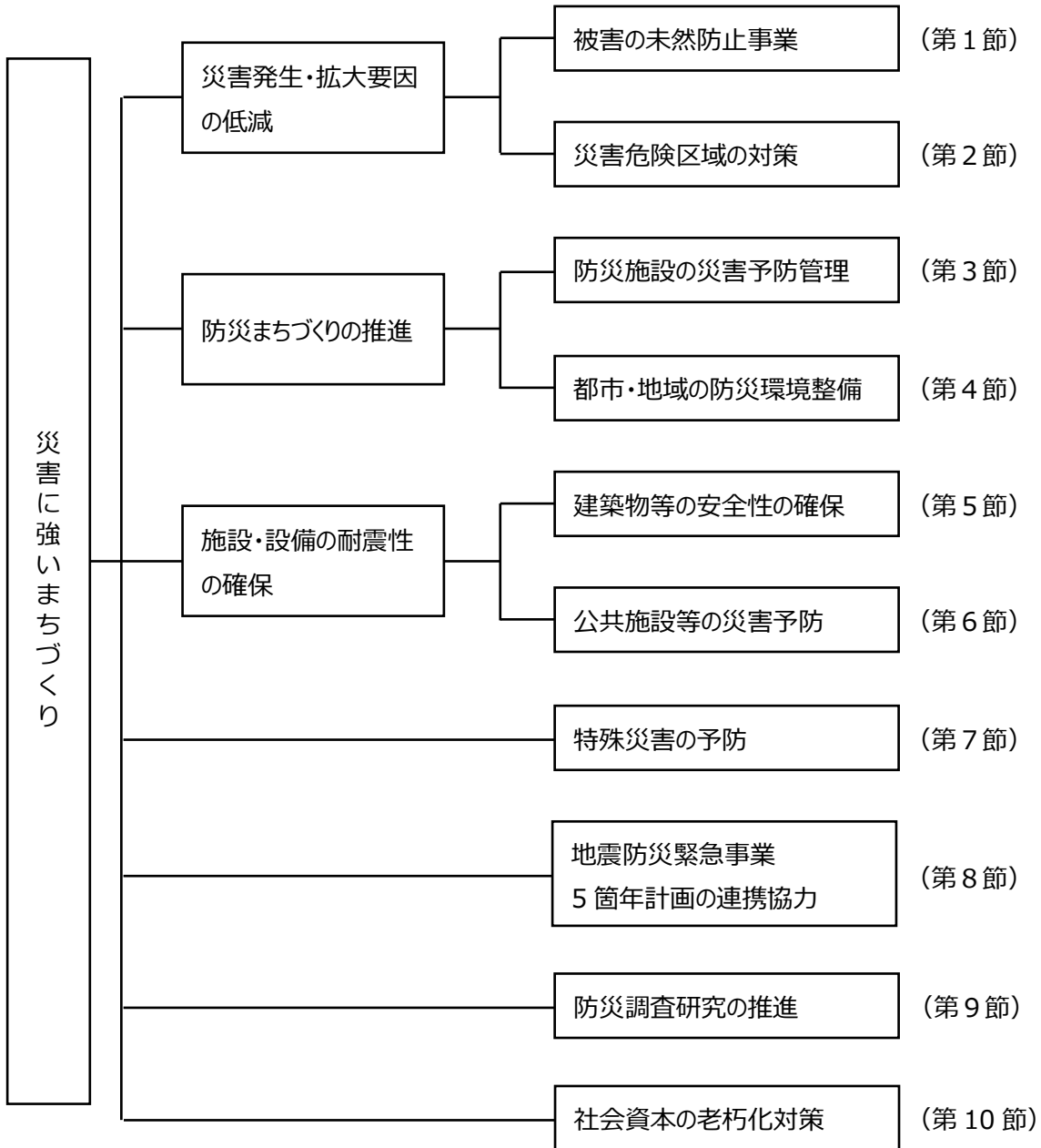
【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、漁港、砂防その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、漁港事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、[津波災害警戒区域及び津波浸水想定区域](#)を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総

動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

(経済対策班、建設対策班)

災害から郷土を保全し市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節に定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、概ね以下のように区分される。

- ① 漁港事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- ② 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ③ 海岸、漁港等の整備
- ④ 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ⑤ 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- ⑥ 市長が指定する指定緊急避難所（避難地）・避難路の整備

1 地盤災害防止事業

(1) 地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

(2) 地盤災害防止事業の実施

地震災害を念頭にした市内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- ア. 市・県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- イ. 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ウ. 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

本市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等においては、従来から県や市の対策事業により施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う土砂災害防止に努める。

また、宅地造成については、[宅地造成及び特定盛土等規制法\(昭和36年法律第191号\)](#)や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 1 土砂災害防止事業(P.11)」を参照。

3 河川災害防止事業

(1) 河川災害防止事業の基本方針

従来、市内の河川法（昭和39年法律第167号）における二級河川に関する規定に準じる準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤高が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 河川災害防止事業の実施

- ア. 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- イ. 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。
- ウ. 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施
津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。
- エ. 水門等の自動化・遠隔操作化の推進
地震・津波発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

4 海岸保全事業

(1) 海岸保全事業の基本方針

本市は、東西に約15kmの海岸線を有し、地震時に津波災害の恐れがあるものの、外海に面しておらず遠浅で単調な海岸であるため、これまでは、主に、台風や高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。

後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

(2) 海岸保全事業の実施

従来は台風や高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽化対策等を計画的に実施する。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。

ア. 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。

また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

イ. 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、又は地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

5 漁港整備事業

(1) 漁港整備事業の基本方針

漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、市の管理漁港において整備事業の推進を図るものとする。

津波災害の恐れのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

(2) 漁港整備事業の実施

漁港は、地震・津波災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、長洲漁港及びこれを補完する漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

6 道路整備事業

(1) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮する。

特に、風水害と比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(2) 道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

- ア. 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう、県による高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備に協力するものとする。
- イ. 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
- ウ. 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。また、道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。

エ. 指定緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

7 農地防災事業の促進

（1）農地防災事業の基本方針

これまで、本市では洪水・高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するために、ため池・堤防・用排水路等の施設を、県営事業を中心に施設整備に努めてきた。

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。これに対して、地震対策としては、防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）を中心とする事業が実施されているが、その他地震に対する農地防災事業についても県に働きかけ、事業実施段階においては地元協議に積極的に協力し、事業の促進を図り、地震時の被害の拡大防止に努める。

（2）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。

特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

（3）地域防災施設整備事業の実施

地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域の対策

(本部対策班、経済対策班、建設対策班)

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害警戒区域（以下「災害危険区域」という。）における対策は、この節に定めるところによって実施する。

本市は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（宇佐市地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

市及び県が把握すべき災害危険区域は以下のとおりである。

(1) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第4項に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第3節 防災施設の災害予防管理

(経済対策班、建設対策班)

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節に定めるところによって実施する。

地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防を定めるものとする。

1 地震時水害防止施設の予防管理

(1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ、風水害時に備えた施設のものと同様とする。

(2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・他市町村）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の予防管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理

(1) 土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

(2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施

土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備

(本部対策班、建設対策班)

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

市及び県は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

本市における地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部としては、土地区画整理事業や市街地再開発事業が計画されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

ア. 土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

イ. 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

(2) 防災的土地利用に関する事業の実施

ア. 土地区画整理事業・市街地の再開発

本市が計画している土地区画整理事業や市街地再開発事業については、事業の早期実施に努める。

イ. 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(3) 所有者不明土地法に基づく措置の活用

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 都市の防災構造化

(1) 都市の防災構造化に関する基本方針

本市の都市防災構造化対策としては、道路、公園、河川、漁港、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、指定緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア. 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ. 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施するとともに、津波災害に対する多重防御の一つとしての機能を有する公園緑地等を整備する。

ウ. 指定緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

住区基幹公園を指定緊急避難場所（避難地）として計画的に配置・整備し、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを利用した指定緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化するほか、津波災害に対する復旧・復興支援機能を有する公園等の整備を行う。

エ. 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

オ. 防災拠点の確保

都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備する。県は、大規模災害時における広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、以下に示す各機能を配置し、大分県広域防災拠点基本計画（平成30年1月修正）に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

目的	施設名	所在地
広域防災拠点	大分スポーツ公園	大分市大字横尾 他
配置する機能		
① 災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う 現地調整所機能		
② 自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・ 宿営拠点機能		
③ 救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能		
④ 全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能		

また、被災地での効率的・効果的な各応援部隊の展開や避難所のニーズに応じたきめ細かな救援物資の輸送を行うためには、広域防災拠点を補完する、被災市町村及びその周辺地域での拠点、東日本大震災における岩手県遠野市の例のような後方支援機能をもつ拠点が必要となる。

このため、県内6つのエリアを基本として、地域支援エリア及び後方支援エリアを設定し、大規模災害発生時の被害状況により、各拠点の連携・ネットワーク化を図ることとなっており、本市は北部地域支援エリアに位置付けられ、地域支援エリアの1次拠点として宇佐市総合運動公園と宇佐市平成の森公園、2次拠点として宇佐市総合運動公園が選定されていることから、大規模災害発生時には、市が被災状況等を確認した上で、県災害対策本部と協議しながら応援部隊救助活動拠点・地域内輸送拠点として使用していくことになる。

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア. 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

イ. 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ウ. 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

エ. その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア. 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

イ. 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

(市民生活対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班、消防対策班、両支所対策班)

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「宇佐市耐震改修促進計画」（令和3年3月）の的確な施行により、市内の建築物、特に、市公共建築物、住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

市の施設をはじめ、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する市有建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

市は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

ア. 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる避難所施設等の耐震化対策が必要である。

イ. 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ. 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

エ. 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保

(1) 一般建築物に関する事業の基本方針

- ア. 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会場、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- イ. 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

- ア. 耐震性の確保
施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。
- イ. 非構造部材等の脱落・転倒防止対策
天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。
- ウ. 津波に対する安全性の確保
津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保

(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

(経済対策班、建設対策班)

上・下水道、漁港、道路等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節に定めるところによって実施する。

ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防

(1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。

そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施

ア. 上水道

水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。

特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

イ. 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保するため、マンホールと管きよとの接合部における可とう性継手の設置等を推進し、下水の流下機能を確保する。

また、既設の下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、マンホール蓋の浮上防止工事を実施し、交通障害を引き起こさない対策を進めていく。

処理場については、耐震化等の機能向上も考慮した「下水道長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき改築を実施していく。

2 漁港施設の災害予防

(1) 漁港施設災害予防事業の基本方針

漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に努める。

(2) 漁港施設災害予防事業の実施

漁港において、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。

なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するための施設整備計画は、「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

3 道路施設の災害予防

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

ア. 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

イ. 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

ウ. 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

エ. トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

第7節 特殊災害の予防

(消防対策班)

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 危険物災害予防対策

(1) 維持管理の厳正化

最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期する必要がある。

消防法における危険物（別表）は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 製造所等の維持管理の指導

市及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ア. 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ. 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ. 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ. 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるとして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(4) 危険物の保安管理指導

市及び県は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ア. 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- イ. 危険物（少量危険物、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ. 休業、廃止の届出の励行
- エ. 製造所保安管理体制の確立

- オ. 危険物取扱者立会の励行
- カ. 危険物保安管理体制の確立

(5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ア. 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進(その裏付けとして改修期限の誓約書の提出)
- イ. 消防機関の立入検査の強化
- ウ. 現地指導による整備計画の推進
- エ. 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策

- (1) 火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、火薬類取扱保安責任者の保安意識の啓発を図り、定期自主点検の実施など自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を講ずるよう、指導等に努める。
- (2) 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス保安対策

- (1) 高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。
 - ア. 各事業者は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
 - イ. 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - ウ. 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- (2) (1)の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。
 - ア. 液化石油ガス消費者保安対策
 - 地震災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。
 - ① 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。

- ② 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
 - ③ 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
 - ④ 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。
- イ. 高圧ガス移動中の保安対策
- 防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。
- ウ. 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の連携協力

(本部対策班)

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため県は、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

そこで、市において、次の方針に基づき県の計画と整合性をとりながら地震防災緊急事業5箇年計画を作成するものとする。

- 1 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全市地区とする。
- 2 計画対象事業は、次に掲げる事業とする。
 - ・ 消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型)) : 10基
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両) : 災害対応特殊救急自動車(高度救命処置資機材一式) 1台
 - ・ 消防車両整備事業 : 小型動力ポンプ付積載車10台
資機材運搬車1台
 - ・ 消防施設整備事業 : 消防団詰所整備5箇所
- (1) 消防用施設
- (2) 公的建造物
 - ・ 公共施設等耐震化事業(消防庁舎) : 消防本部庁舎
- (3) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - ・ 消防団活性化総合整備事業
 - ・ コミュニティ防災資機材整備事業

第9節 防災調査研究の推進

(全班)

市・県・関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

本市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、宇佐市地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第2章 災害に強いまちづくり 第6節 防災調査研究の推進 2 防災調査研究の実施体制(P.23)」を参照。

第10節 社会資本の老朽化対策

(全班)

市・県・関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

項目	関連班	ページ
第1節 自主防災組織	本部対策班、消防対策班、 両支所対策班	35
第2節 防災訓練	本部対策班、教育対策班、 消防対策班、両支所対策班	40
第3節 防災教育	全班	42
第4節 消防団・ボランティアの育成、強化	本部対策班、福祉保健対策班、 経済対策班、消防対策班	44
第5節 要配慮者の安全確保	本部対策班、福祉保健対策班、 消防対策班、両支所対策班	45
第6節 帰宅困難者の安全確保	福祉保健対策班	46
第7節 市民運動の展開	本部対策班、経済対策班、 教育対策班	46

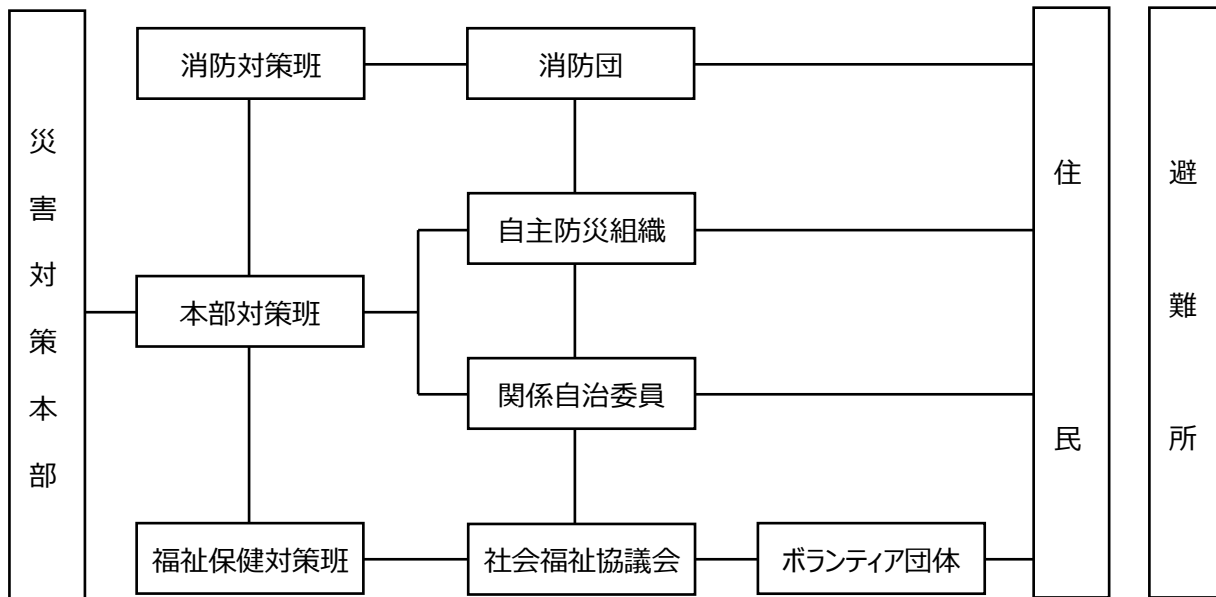
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

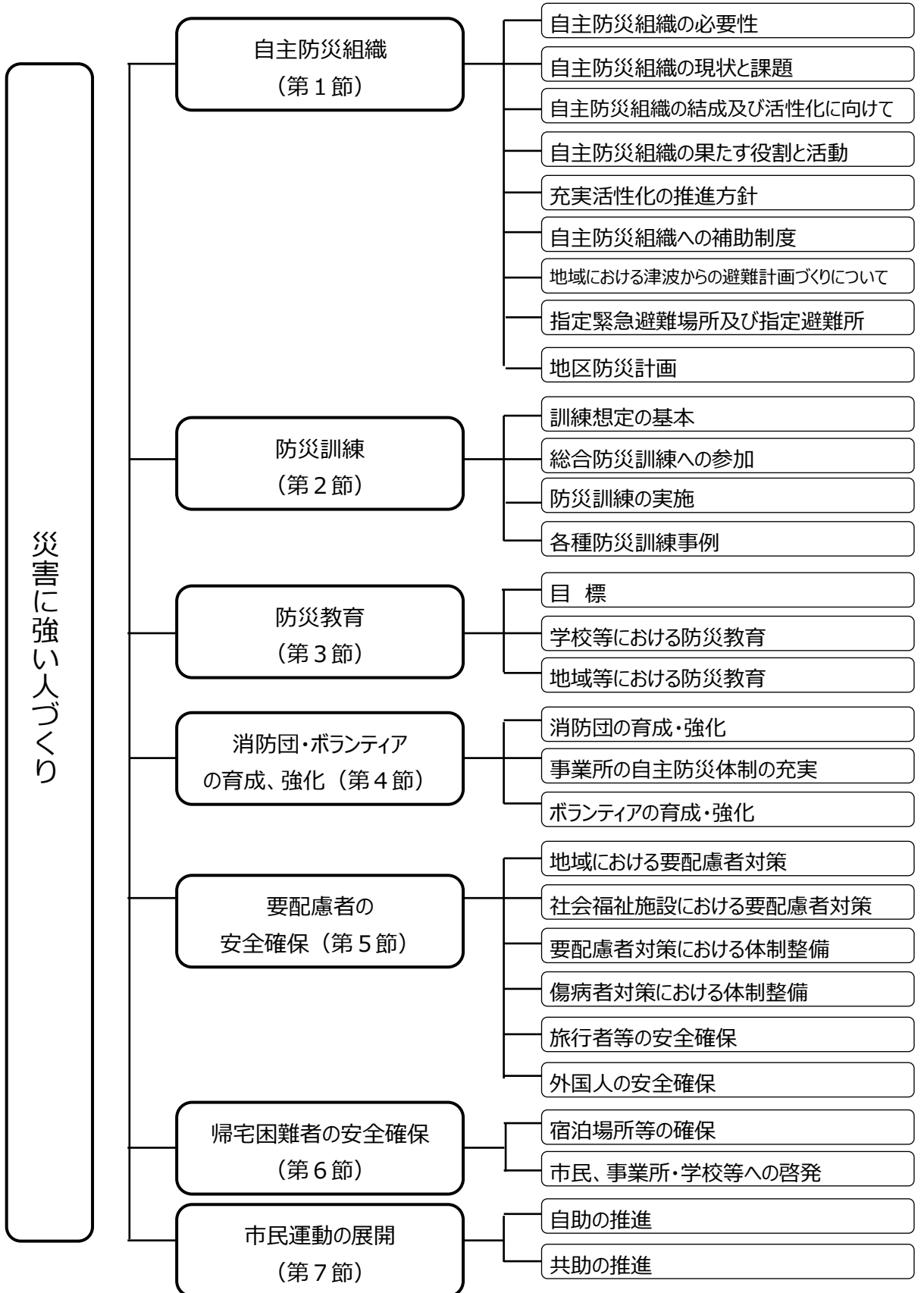
「災害に強い人づくり」は、市・県、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市、県、消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練・防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

災害に強い人づくりに関する相関図と体系図を以下に示す。





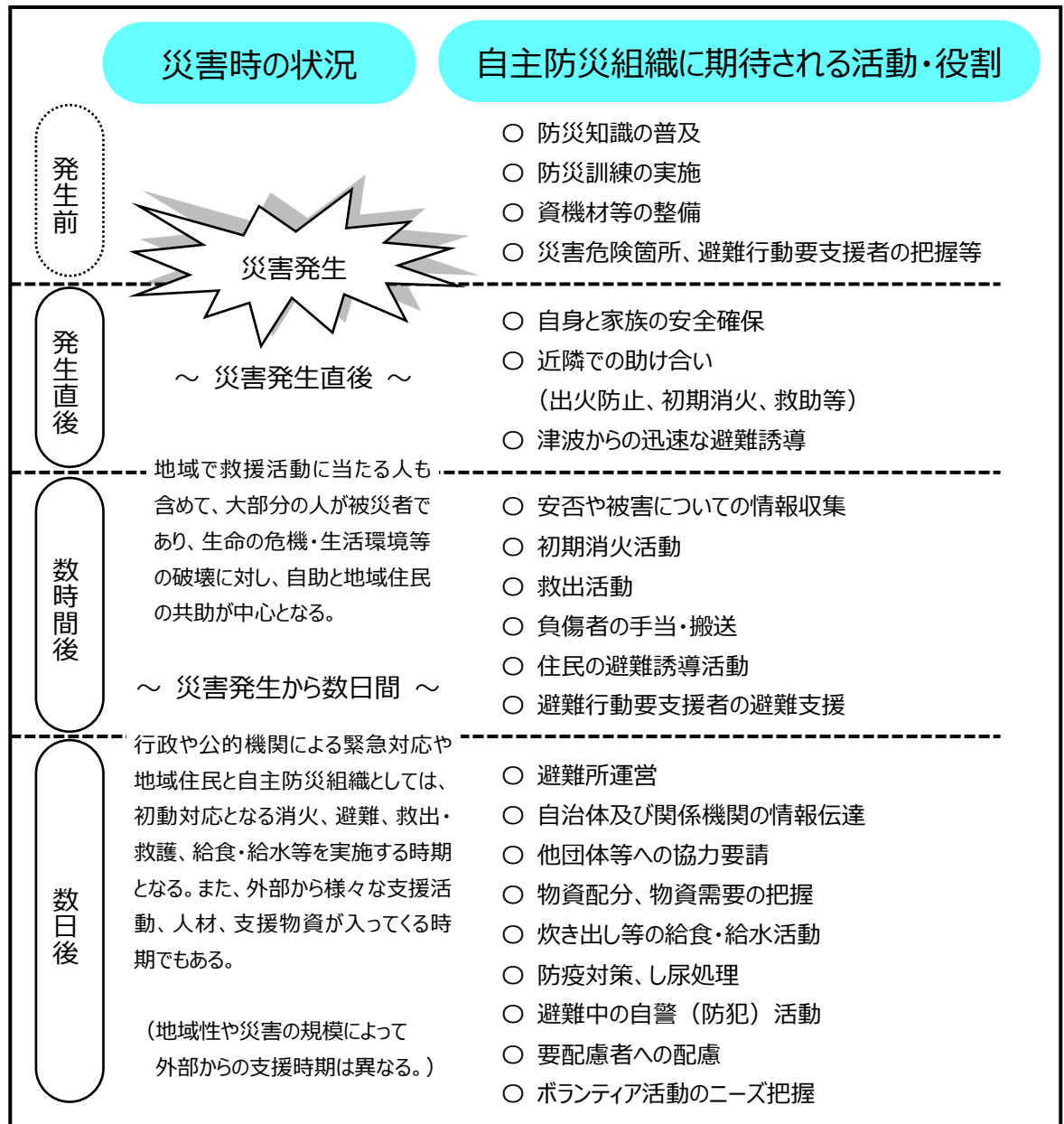
第1節 自主防災組織

(本部対策班、消防対策班、両支所対策班)

1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

■ 自主防災組織の主な活動（地震・津波時）



2 自主防災組織の現状と課題

本市における自主防災組織の数は、平成31年4月1日時点で、自治区単位及びまちづくり協議会を単位としたものが177組織、未組織の地区14であり、世帯数をもととした組織率は91.73%となっている。

一方で、本市においては各自主防災組織における防災訓練等の活動が低調であることから、平成30年度に大分県などの関係機関と共同で宇佐市自主防災組織避難訓練推進事業に取り組み市内一斉避難訓練を実施した。

本事業により、一定の訓練実績が実現できたものの、今後も地域における自主的な訓練実施を推進するため、引き続き官民一体となった地域防災力強化の連携が求められる。

3 自主防災組織の結成及び活性化に向けて

(1) 東日本大震災の教訓から

(東日本大震災支援活動に関する大分県職員等からの報告より)

- ・ 日ごろから地域の関わりが活発な地域は、震災時も協力して避難し、その後の片付けや生活も協力して行っていた。
- ・ 地区で助け合うことで、犠牲者を出すことなく安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- ・ 平素から強固なコミュニティを形成し、どのような課題に対しても協力し、支え合って行くことができる地域を目指す必要がある。
- ・ 有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

(2) 県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- ・ 自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちが一つになることが大前提である。
- ・ 地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。
- ・ 地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。
- ・ 津波を知り、伝達する手段としてサイレンを鳴らしっぱなしにするなど、単純明快で危険と危機感をわかりやすく伝えることが有効である。

4 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの指定緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 3 自主防災組織の果たす役割と活動(P.31)」を参照。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 3 自主防災組織の果たす役割と活動(P.31)」を参照。

(7) 率先避難と声かけ

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 3 自主防災組織の果たす役割と活動(P. 31)」を参照。

5 充実活性化の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として、次の取組を県と一体となり推進する。

- (1) 自主防災組織の活動の中心となる防災士（地域防災リーダー）の養成
 - ・ 防災士養成講座の実施（支援）
 - ・ 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施
- (2) 県、市、自主防災組織が連携した防災啓発の促進と活動のための情報提供
 - ・ 自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウムの開催
 - ・ 自主防災組織の先進事例などのデータベースの構築と公開
- (3) 自主防災組織が防災まちあるき、災害図上訓練等の活動を行うための支援
 - ・ 防災アドバイザー派遣の実施
- (4) 行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有と事例紹介
 - ・ 自主防災組織連絡協議会の設置

6 自主防災組織への補助制度

地域の防災意識の向上と自助・共助精神推進の目的で結成された自主防災組織の活動支援及び地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成し確保することにより、災害に強いまちづくりを推進し組織活性化を図る。そのための手段として、防災資機材購入や防災訓練などの自主防災活動や防災士の資格取得に要する費用の一部に対し予算の範囲内で、下記の事業に対し補助金の交付を行う。

- (1) 自主防災組織が保有する防災資機材の整備に対する防災資機材整備事業
- (2) 自主防災組織が行う防災訓練等の活動に対する地域防災活動事業
- (3) 地域の防災リーダーとなる防災士の資格取得に対する防災士養成事業

7 地域における津波からの避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波避難計画づくりが求められることから、「大分県津波避難計画策定指針」（平成25年9月策定）に基づき、平成27年3月に「宇佐市津波避難計画」を策定するとともに、津波による浸水が予想される地域においても、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画を策定した。

今後も、津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが重要である。

8 指定緊急避難場所及び指定避難所

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 6 指定緊急避難場所及び指定避難所(P.33)」を参照。

9 地区防災計画

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 7 地区防災計画 (P.34)」を参照。

第2節 防災訓練

(本部対策班、教育対策班、消防対策班、両支所対策班)

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震・津波災害に備えた防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

(1) 想定地震・津波及び地震動

「総則編 第4章 第2節 地震・津波による被害の想定」(P.44)において、大分県地震被害想定調査(平成31年3月)を基に想定する地震・津波、地震動とする。

(2) 想定津波高、津波到達時間

平成24年度大分県津波浸水予測調査に基づき想定された津波高及び津波到達時間とする。

その津波高及び津波到達時間は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

本市においては、周防灘断層群(主部)による地震が発生した場合、30分で最大津波高が到達すると予想されている。

よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

2 総合防災訓練への参加

市は防災関係機関との連携のもと、県が地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため実施する総合防災訓練に参加するものとする。総合防災訓練には、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練

- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

3 防災訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

(1) 住民等の防災訓練

市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

市及び県は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

市及び県は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

市、大分海上保安部、県及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

4 各種防災訓練例

地震・津波に係る各種防災訓練例は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第3節 防災教育

(全班)

1 目標

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 1 目標 (P. 38)」を参照。

2 学校等における防災教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 2 学校等における防災教育(P. 38～P. 40)」を参照。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 41)」を参照。

(2) 市民に対する防災教育

市は、県や防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災教育に関し必要に応じて県に助言を求めるものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア. 地震・津波に関する知識

- ① 地震・津波に関する基礎知識、地震・津波の歴史等
- ② 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- ③ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波災害警戒区域外及び津波浸水想定外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難

所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

- イ. 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ウ. 正確な情報入手の方法
- エ. 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動
- オ. 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め
- カ. 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切避難行動等防災上とるべき行動に関する知識
- キ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ク. 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策
- ケ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における災害教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 42)」を参照。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 42)」を参照。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 42)」を参照。

(6) 各種団体等に対する防災教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 42)」を参照。

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 42)」を参照。

(8) 災害教訓の伝承

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育(P. 43)」を参照。

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

(本部対策班、福祉保健対策班、経済対策班、消防対策班)

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化 1 消防団・水防協力団体の育成・強化（P.44）」を参照

2 事業所の自主防災体制の充実

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化 2 事業所の自主防災体制の充実（P.45）」を参照

3 ボランティアの育成・強化

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化 3 ボランティアの育成・強化（P.45）」を参照

第5節 要配慮者の安全確保

(本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班、両支所対策班)

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (P. 46～P. 48)」を参照

2 社会福祉施設における要配慮者対策

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 2 社会福祉施設における要配慮者対策 (P. 48～P. 49)」を参照

3 要配慮者対策における体制整備

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 3 要配慮者対策における体制整備 (P. 49)」を参照

4 傷病者対策における体制整備

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 4 傷病者対策における体制整備 (P. 49)」を参照

5 旅行者等の安全確保

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 5 旅行者等の安全確保 (P. 50)」を参照

6 外国人の安全確保

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保
6 外国人の安全確保 (P.50)」を参照

第6節 帰宅困難者の安全確保

(福祉保健対策班)

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第6節 帰宅困難者の安全確保
(P.52)」を参照

第7節 市民運動の展開

(本部対策班、経済対策班、教育対策班)

「風水害対策編 第1部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり 第8節 市民運動の展開
(P.55)」を参照

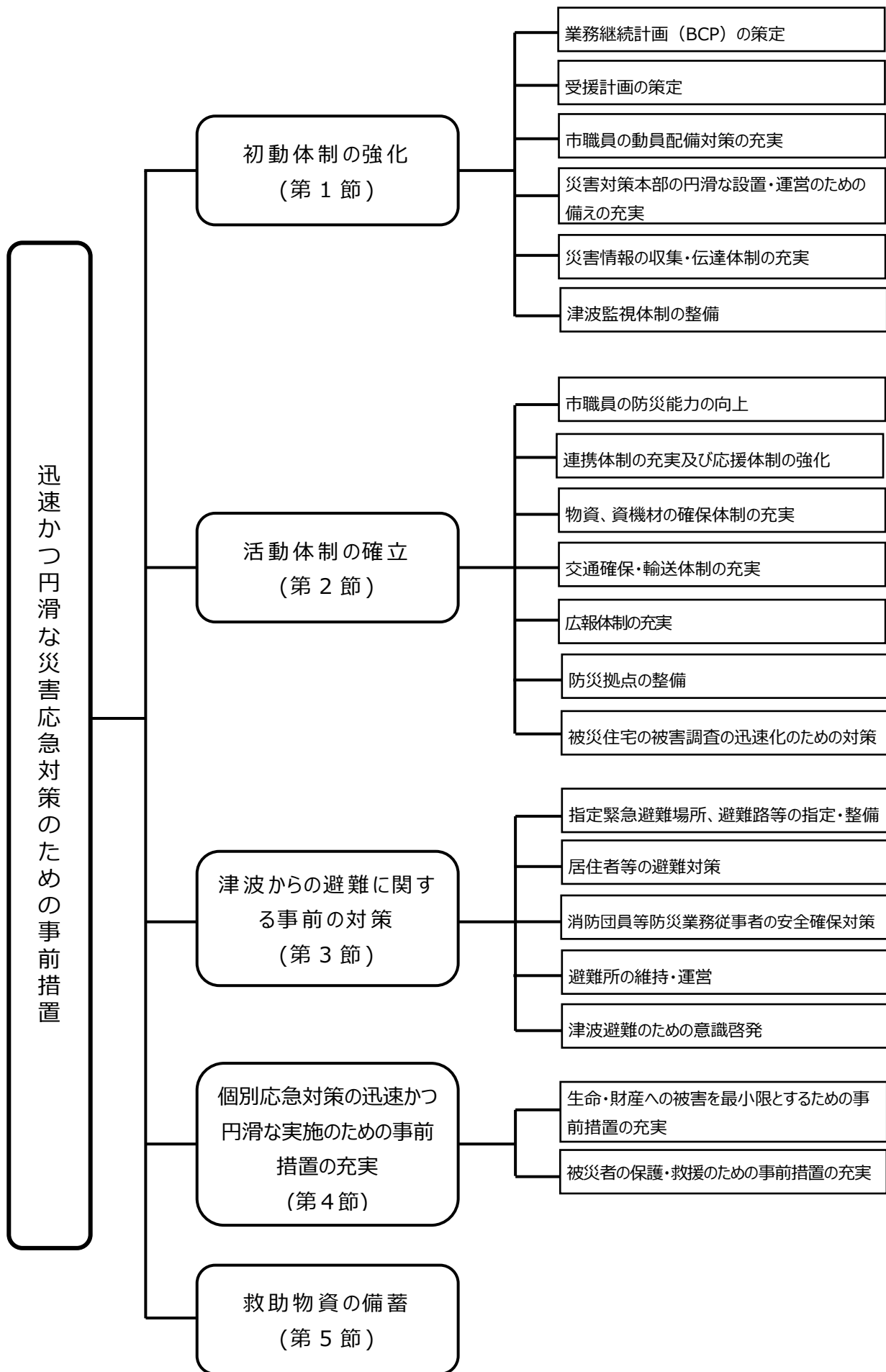
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置

項目	関連部署	ページ
第1節 初動体制の強化	全班	49
第2節 活動体制の確立	全班	53
第3節 津波からの避難に関する事前の対策	全班	56
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	全班	60
第5節 救助物資の備蓄	本部対策班、経済対策班、 両支所対策班	61

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」、「救助物資の備蓄」を柱とする各種の事前措置を推進する。次頁に体系図として示す。

また、次に示す事項に従い、市及び防災関係機関はより実効性のある事前措置を推進するものとする。

- (1) 宇佐市防災会議は、宇佐市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制(災害警戒本部等)や初動段階の職員参集基準等について、地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、大分県地域防災計画に定める県の事前措置に準じた措置を講じる。
- (3) 防災関係機関は、各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。



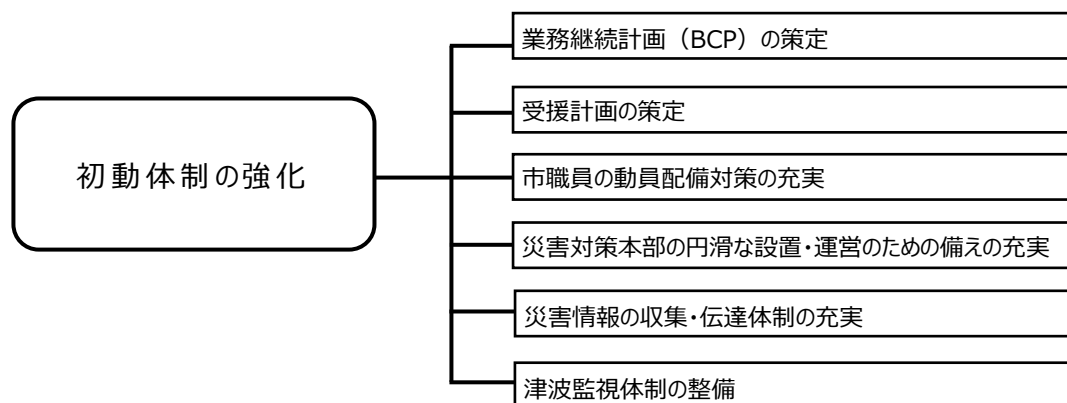
第1節 初動体制の強化

(全班)

市は、「第2部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策の実施状況等）を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



1 業務継続計画（BCP）の策定

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 1 業務継続計画（BCP）の策定(P.59)」を参照。

2 受援計画の策定

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 2 受援計画の策定(P.60)」を参照。

3 市職員の動員配備対策の充実

市職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員参集・安否確認システムの活用

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 3 市職員の動員配備対策の充実(P.60)」を参照。

(2) 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。

(3) 職員の災害情報取得の取り組み

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 3 市職員の動員配備対策の充実(P. 60)」を参照。

(4) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(5) 市職員の家庭における安全確保対策の徹底

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 3 市職員の動員配備対策の充実(P. 60～P. 61)」を参照。

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実(P. 61)」を参照。

5 災害情報の収集・伝達体制の充実

(1) 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、県等や市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

ア. 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、院内支所には気象庁所管のアメダス等が設置されており、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、本庁と両支所に震度計が設置されており、3地域の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムが構築されている。

イ. 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ① 宇佐市防災情報システム整備事業でデジタル化した同報系防災行政無線等について、災害対策の充実のため必要に応じ拡充の検討を行う。
- ② 大規模災害により地上系の通信手段が途絶された状況下において、情報の伝達や収集を行なう目的で導入を行った衛星携帯電話について、災害対策の充実のため必要に応じ拡充の検討を行う。

ウ. 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ① 市の避難指示等や避難所情報等の災害関連情報を「大分県災害対応支援システム」に入力することで、テレビ・ラジオ・携帯電話等に一齐配信する「Lアラート」や、災害関連情報を集約し公開する「おおいた防災情報ポータル」等への迅速な災害関連情報の公開・配信手段を確立する。
- ② ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ③ おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ④ 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ⑤ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ⑥ SNSを活用する。
- ⑦ 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ⑧ アマチュア無線クラブの支援を含めたアマチュア無線局の災害時の活用について、協力体制を確立する。
- ⑨ 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

（※）Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一齐に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

エ. IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

（2）地震・津波に関する情報伝達体制の整備

ア. 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

市及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。

また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう平常時においても利用する。

イ. 居住者等への情報伝達

市及び県は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、移動通信事業者が提供する一齐メール配信（エリアメール等）、SNSの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

ウ. 船舶等への情報伝達等

市及び県は、船舶及び漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「県民安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示すものとする。

また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

6 津波監視体制の整備

（1）海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、市は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

（2）監視方法等

ア. 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

イ. 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

ウ. 津波監視担当者の専任

地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

エ. 遠方監視設備等の導入

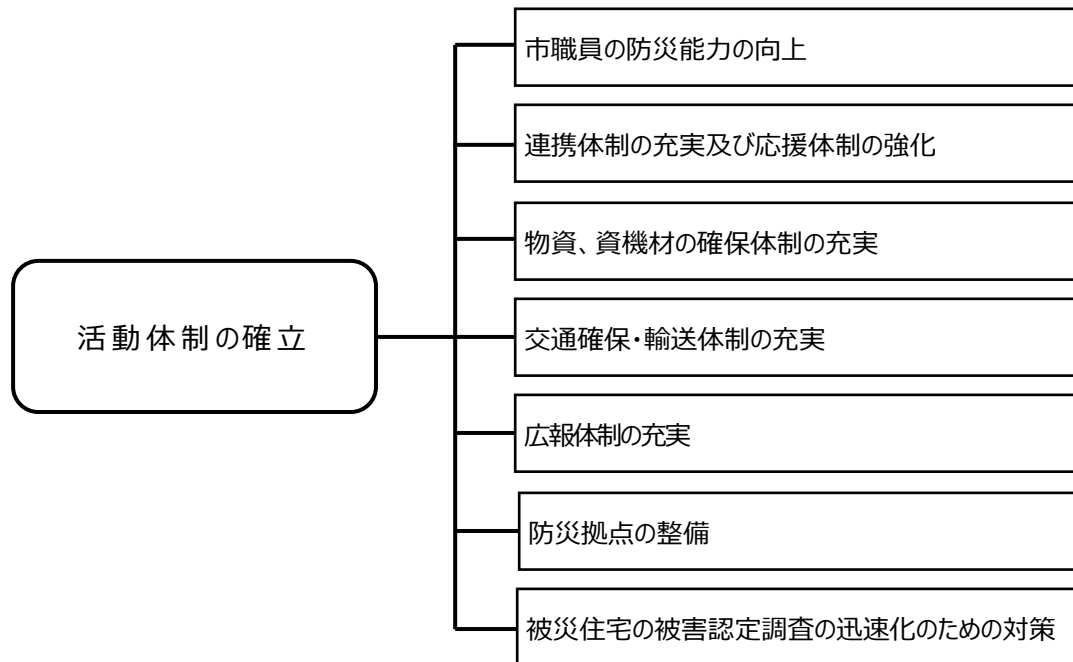
地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を検討するものとする。

第2節 活動体制の確立

(全班)

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災能力の向上

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 1 市職員の防災能力の向上(P. 63～P. 64)」を参照。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 2 連携体制の充実及び応援体制の強化(P. 64～P. 65)」を参照。

3 物資、資機材の確保体制の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 3 物資、資機材の確保体制の充実(1)～(3)(P. 65～P. 67)」を参照。

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 4 交通確保・緊急輸送体制の充実(P.65)」を参照。

(2) 交通規制計画の策定等

ア. 緊急交通路の指定等

市は、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する旨の要請を行う。

イ. 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

市は、公安委員会が、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行ったときは、それに従うものとする。

ウ. 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

市は警察とともに、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

① 大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにすること。

- (a) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (b) 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (c) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のために車を使用しないこと。

③ 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

- (a) 速やかに、車を次の場所に移動させること。

- (i) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (ii) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (b) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (c) 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(3) 緊急輸送道路の整備等

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 4 交通確保・緊急輸送体制の充実(P.68)」を参照。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 4 交通確保・緊急輸送体制の充実(P.68)」を参照。

5 広報体制の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 5 広報体制の充実(P.69)」を参照。

6 防災拠点の整備

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 6 防災拠点の整備(P.69～P.70)」を参照。

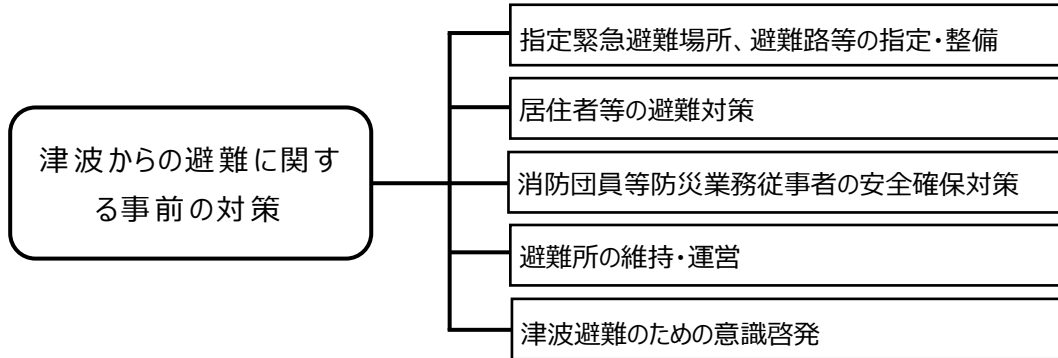
7 被災住宅の被害認定調査の迅速化のための対策

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第2節 活動体制の確立 7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(P.70)」を参照。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

(全班)

津波から迅速に避難するため、以下の点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



1 指定緊急避難場所、避難路等の指定・整備

(1) 指定緊急避難場所、避難路等の指定

市は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ指定緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な指定緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

(2) 指定緊急避難場所等の整備

市及び県は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における指定緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 津波避難ビル等の活用

市は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける指定緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。また、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

(4) 避難路等の整備

市及び県は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

県内市町村統一デザインとした海拔表示板



県内市町村統一デザインとした避難所表示板



本市の長洲地区における津波からの避難路は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(5) 夜間や停電時の避難対策

市及び県は、夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図るものとする。また、避難路の整備にあたっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を図るものとする。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

2 居住者等の避難対策

- (1) 市は、避難対策について、次の事項について県に協力を依頼するものとする。
 - ア. 東海・東南海・南海等の連動型地震などによる広域大規模災害等の際に、県立学校等県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力
 - イ. 避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置
- (2) 市、県及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。

なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、市の防災行政無線、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメー

ル等)、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、インターネット(ホームページやSNS)等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。

- (4) 市、県及び防災関係機関は、漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。
- (5) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市、県及び防災関係機関は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域(大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等)では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。
- (6) 市以外の避難誘導を実施すべき機関にあっては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備や可能な限り水門等の自動化・遠隔化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

津波被害が予想される地域をもつ本市及び防災関係機関は、県と協力・連携し、地域ごとに避難誘導等の活動ができるタイムリミットを算出し、情報を共有できる仕組みを検討する。

4 避難所の維持・運営

避難した居住者等は、自治会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

市及び県は、「第1部 第3章 第2節 防災訓練 4 各種防災訓練例」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日頃から自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

5 津波避難のための意識啓発

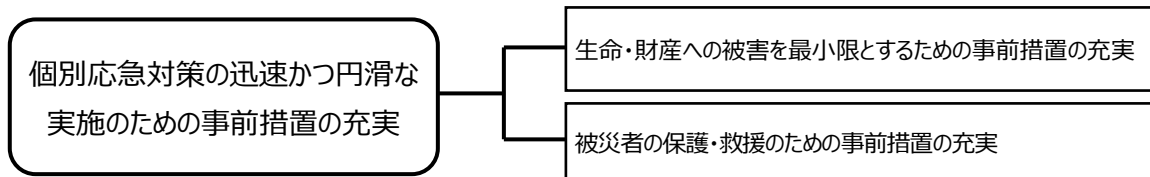
- (1) 市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定避難所、避難路等について周知徹底するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(全班)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

市は、津波等に関して、大分県防災情報システムの運用を的確かつ円滑に行う体制を整え、県との情報の伝達体制の充実を図る。

市及び県は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページやSNS）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、大分県災害対応支援システムへの入力により、各種メールに自動配信されるよう情報伝達対策の充実を図るものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P.71～P.72)」を参照。

(3) 救出救助対策の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P. 72)」を参照。

(4) 救急医療対策の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P. 72～P. 73)」を参照。

(5) 消防対策の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P. 73)」を参照。

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P. 73)」を参照。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(P. 73)」を参照。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(P. 74～P. 76)」を参照。

第5節 救助物資の備蓄

(本部対策班、経済対策班、両支所対策班)

「風水害等対策編 第1部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第4節 救助物資の備蓄(P. 77)」を参照。

